

事務連絡

令和4年9月14日

都道府県

各 指定都市 障害児支援担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。先般、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、及び子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付の連名により、事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」を発出しております（別添1参照）。

児童発達支援事業所における児童発達支援の提供に当たっても、今回の事案を踏まえ、車両による送迎について、各施設において、業務の点検を行い、下記のとおり安全管理を徹底するよう、児童発達支援事業所へ周知するとともに管内市町村への情報共有をお願いいたします。

また、各都道府県等の障害福祉主管課におかれては、本事務連絡を踏まえての安全管理の実施状況について管内の児童発達支援事業所に対して、別添2により調査いただき、令和4年10月4日（火）までにご提出をお願いします。

放課後等デイサービスについても同様に、別添2の調査票も活用しながら、安全管理の徹底について周知するよう、お願ひいたします。

記

- ① 子どもの欠席連絡時の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること

③ 送迎車両を運行する場合においては、事故防止に努める観点から、

- ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
- ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること

等に留意いただくこと。

提出先 : shougaijishien@mhlw.go.jp

連絡先 : 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

tel : 03-5253-1111 (内線3037、3102)